

# 青森県報

第二千九百七十五号

平成二十年  
八月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

農業関連天災の指定	……………	(団 体 経 営 改 善 課)	… 一
農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等	……………	( 同 )	… 一
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出	……………	(西 北 地 域 農 民 局)	… 二
特定非常営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県 民 生 活 文 化 課)	… 三
肥料の登録	……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	… 三
県営土地改良事業計画変更の決定	……………	(農 村 整 備 課)	… 三

## 告 示

青森県告示第五百九十二号

青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）  
 第二条第一項の規定により、平成二十年四月十二日、同月十三日、同月二十一日、同  
 月二十二日、同月二十六日、同年五月十二日及び同月十三日の降霜並びに同月二十六  
 日及び同年六月十三日の降ひょうを同項の農業関連天災として指定する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百九十三号

平成二十年八月二十二日青森県告示第五百九十二号をもって農業関連天災として指  
 定した平成二十年四月十二日、同月十三日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十  
 六日、同年五月十二日及び同月十三日の降霜並びに同月二十六日及び同年六月十三日  
 の降ひょうに関し、青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（昭和五十三年三月青  
 森県条例第三号）の規定により次のとおり果樹の栽培面積等を定めたので告示する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 果樹の栽培面積  
 青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（以下「条例」という。）第二条第一  
 項の知事が定める面積は、果樹につき、五アールとする。
- 二 農機具の範囲  
 条例第二条第三項の知事が定める農機具は、購入価額が十二万円以下の農機具と  
 する。
- 三 経営資金の貸付期間  
 条例第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成二十一年一月三十一  
 日までとする。
- 四 経営資金の貸付限度額  
 1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第  
 一項の市町村長が認定する損失額に百分の四十五（果樹栽培者（その行う農業に  
 ついて、果樹の栽培を主な業務とし、かつ、同項の市町村長が認定する損失額の  
 うち果樹の栽培に係る部分がその百分の五十以上である被害農業者（条例第二条  
 第一項の被害農業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に果樹の栽培に  
 必要な資金として貸し付けられる場合は、百分の五十五）を乗じて得た額とする。  
 2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。
- 五 知事が定める資金  
 条例第二条第三項第一号の知事が定める資金は、果樹の栽培に必要な資金（果樹  
 栽培者に貸し付けられるものに限る。以下「指定資金」という。）とする。
- 六 知事が定める法人

条例第二条第三項第一号の知事が定める法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる法人とする。

- 1 農事組合法人
  - 2 農事組合法人のほか、農業を主な業務とする法人（その構成員のすべてが同一世帯に属するものを除く。）でその常時使用する従業者の数が三十人以下のもの
  - 七 経営資金の償還期限
  - 八 特別被害地域の指定
  - 九 経営資金の総額
- 条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。
- 条例第二条第四項第一号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。
- 条例第四条の知事が定める額は、八億円とする。

別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 指定法人に貸し付けられる場合	二千万円（指定資金として貸し付けられるときに限り、二千五百万円）
二 指定資金として貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五百万円
三 一又は二に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸 付 け の 区 分	期 限
一 条例第二条第二項の特別被害農業者で同条第四項第一号の特別被害地域内において農業を営むものに貸し付けられる場合	六年
二 開拓者又は条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害農業者に貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五年
三 指定資金として貸し付けられる場合（一又は二に該当する場合を除く。）	五年
四 一から三までに該当する場合以外の場合	三年

別表三

- 一 青森市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野沢村及び七和村の区域
- 二 黒石市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における山形村及び浅瀬石村の区域
- 三 平川市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における尾上町大字新屋町及び金屋、猿賀村、尾崎村大字尾崎、竹館村並びに碓ヶ関村の区域
- 四 藤崎町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における藤崎町、十二里村、常盤村、富木館村及び畑岡村の区域
- 五 板柳町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における板柳町、小阿弥村、沿川村、畑岡村及び六郷村の区域
- 六 八戸市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における中沢村の区域
- 七 三戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における留崎村の区域
- 八 南部町の区域のうち、名久井村大字上名久井、下名久井、平、鳥舌内、鳥谷及び法光寺、向村大字大向及び小向、平良崎村大字沖田面並びに田部村大字坂渡の区域

青森県告示第五百九十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の 名 称	届 出 事 項 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	
		期 間	場 所
車力 つがる市豊富町千貫四九番地二 つがる市富范町清水二六番地 羽 場 周 次 郎 松 野 昭 一		平成二十年八月二十二日から同年九月五日まで	車力漁業協同組合

つがる市牛潟町鷺野沢二九番地三〇  
尾野明彦

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十年八月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人黒石福祉サービス
- 三 代表者の氏名  
山本 真
- 四 主たる事務所の所在地  
黒石市迫子野木三丁目二二五の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、黒石市及び周辺市町村民を対象に、高齢化に伴う身体的精神的理由により支援を必要とする人、もしくはその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十年八月十四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第三六四号	肥料の種類 加工家畜糞肥料	肥料の名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	その他の規格 公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 株式会社あすなろファーム 八戸市大字大久保八丁目畑西ノ平一五
青森県第三六五号	化成肥料	有機一〇〇%完熟肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	公定規格のとおり	株式会社あすなろファーム 八戸市大字大久保八丁目畑西ノ平一五

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中村川地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十年八月二十五日から同年九月二十二日まで
- 三 縦覧の場所  
鱒ヶ沢町役場

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭